



福岡県医発第1049号(地)
平成18年 8月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



「療養病床等に関する医療法上の施設基準について」の差換えについて

「療養病床等に関する医療法上の施設基準」につきましては、平成18年7月28日付け福岡県医発第902号(地)にてご連絡いたしました。が、厚生労働省の通知中「医療法施行規則の一部を改正する省令」に誤りがあった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、訂正箇所は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

<誤>

- (2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設
病院又は診療所の管理者が、・・・(略)

<正>

- (2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設
病院の開設者が、・・・(略)

2. 施行に当たっての留意点

<誤>

- (1) 転換の届出について
病院又は診療所の管理者が、・・・(略)

<正>

- (1) 転換の届出について
病院の開設者が、・・・(略)



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地 I 68)

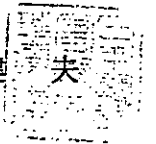
平成 18 年 8 月 4 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫



療養病床等に関する医療法上の施設基準について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般、平成 18 年 7 月 11 日付日医発第 399 号（地 I 54）の文書を以って貴会に医療法施行規則の改正に関する厚生労働省通知をお送り申し上げましたが、今般、同通知内に誤りがあったとの連絡がありました。

厚生労働省担当課が医療法施行規則に定める事項を通知に引用する際に、単純な誤記があったとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配の程よろしくお願い申し上げます。



平成 1 8 年 7 月 2 8 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の訂正について

今般、「医療法施行規則の一部を改正する省令について」（医政発第0630015号、厚生労働省医政局長名通知）を発出したところですが、表記の一部に別添の通り誤りがございましたので再度修正後の通知を、各都道府県宛事務連絡にて送付いたしました。ご迷惑をかけまして大変申し訳ございませんが、よろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 1 8 年 7 月 2 1 日

各都道府県医政主管課御中

厚生労働省医政局総務課

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の訂正について

今般、「医療法施行規則の一部を改正する省令について」（医政発第 0 6 3 0 0 1 5 号、厚生労働省医政局長名通知）を発出したところですが、表記の一部に以下の誤りがありましたので訂正いたします。よろしくご了知の上お取り扱い下さるようお願い申し上げます。

別添として、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 3 3 号）の官報の写しを添付させていただきます。

記

1. 改正の概要

<誤>

- (2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設
病院又は診療所の管理者が、・・・(略)

<正>

- (2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設
病院の開設者が、・・・(略)

2. 施行に当たっての留意点

<誤>

- (1) 転換の届出について
病院又は診療所の管理者が、・・・(略)

<正>

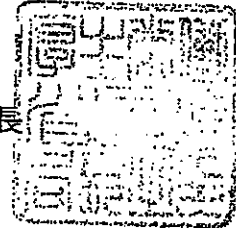
- (1) 転換の届出について
病院の開設者が、・・・(略)

医政発第0630015号

平成18年6月30日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成18年6月21日に公布されたところです。同法律においては、介護保険法の一部改正を行い、患者の状態に応じた施設の役割分担を推進する観点から、介護療養病床の廃止を行うこととしました。これを受け、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第133号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、下記の通り、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正することとしました。

改正省令については、平成18年6月30日に公布され、同年7月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

記

1. 改正の概要

（1）人員配置標準の引上げ

療養病床の再編成に伴い、療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置標準について引上げを行う。

- ① 療養病床における入院患者数に応じた看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置について、看護師及び准看護師配置4：1以上、看護補助者配置

4 : 1 以上とすること。(新省令第 19 条、第 21 条の 2 関係)

- ② 療養病床を有する診療所に、入院患者数に応じて置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数の標準については、看護師、准看護師及び看護補助者あわせて 2 : 1 とすること。(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成 13 年厚生労働省令第 8 号) 附則第 23 条関係)

(2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設

病院の開設者が、平成 24 年 3 月 31 日までに、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) するとして都道府県知事に届け出た精神病床又は療養病床に関し、経過的に、下記の措置を講ずることとすること。

- ① 転換の対象となる精神病床又は療養病床(以下「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下の幅を、内法による測定で 1.2 メートル、両側に居室のある場合を 1.6 メートルとすること。(新省令附則第 51 条関係)
- ② 転換病床については、入院患者数に応じた医師配置の標準数を現行の療養病床に係る 48 : 1 から 96 : 1 へと緩和することとすること。なお、転換病床のみを有する病院については、医師配置の最低数を 2 とすること。(新省令附則第 52 条第 1 項、第 3 項関係)
- ③ へき地等の地域に所在する病院として医療法施行規則第 50 条の許可を受けた病院であって、転換病床の届出を行った病院に係る医師配置の標準数は、②の数に 0.9 を乗じた数(ただし最低数は 3 (又は 2)) とすること。(新省令附則第 52 条第 2 項、第 4 項関係)
- ④ 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置を緩和し、看護師及び准看護師の配置を 9 : 1、看護補助者の配置を 9 : 2 とすること。(新省令附則第 52 条第 5 項、第 6 項関係)

(3) 経過措置

(1) について、平成 23 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)までの期間については、経過措置として、現行の看護師、准看護師及び看護補助者の配置を認めることとすること。(改正省令附則第 1 条、第 2 条関係)

2. 施行に当たっての留意点

(1) 転換の届出について

病院の開設者が、平成24年3月31日までに転換を行うとして都道府県知事に届け出る際には、転換の対象となる病床数を明記した上で、転換先として予定している施設、転換を予定する年月日等について届出を行うものとする。

(2) 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置の取扱いについて

改正省令の施行により、転換病床については、入院患者に対する看護師及び准看護師の配置標準が9：1、看護補助者の配置標準が9：2とされることとなるが、看護師及び准看護師について、転換病床を含めて病院全体としての員数の標準を上回って配置している場合には、標準を超えた分の員数については、看護補助者の員数として算入して差し支えないこととする。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三三)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同二三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同三三)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三三)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同三三)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三三)

二

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同三三)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三三)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同六二)
- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境三二)

(告示)

- 電波法第三三條の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)
- 関税暫定措置法第八條の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができ、事務所を定める件の一部を改正する件(同二六二)
- 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができ、事務所を定める件の一部を改正する件(同二六二)

三

三

三

三

六

三

六

- 物価運動国債の取扱いに関する省令第二條の規定に基づき物価運動国債の想定元金額の算出に必要となる事項を定める件の一部を改正する件(同二六五)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十條第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができ、専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができ、専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件(同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四條第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針を定める件(同九〇)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)

三

三

六

三

六

三

三

- 次世代育成支援対策推進法第二十條第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則第二十三條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一條の二第二項第一号及び第六十一條の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件(同四〇四)
- 介護保険法施行規則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一條の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一條の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行法第十三條第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件(同四〇六)
- 介護保険法施行規則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三條第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件(同四〇七)
- 介護保険法施行規則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三條第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)

(以下次のページへ続く)

2 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者は、第百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日まで、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

3 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十三条の六第一項		第八十三条の六第二項		第八十三条の六第三項		第八十三条の六第四項		第八十三条の六第五項		第八十三条の六第六項		第八十三条の六第七項、第九項及び第十項		第八十三条の七	
要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の	要介護被保険者	前条の
指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定施設サービス等又は地域密着型介護サービス等又は指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設

第八十三条の八第一項		第八十三条の八第二項		第八十三条の八第三項	
特定介護保険施設等	居住又は滞在（以下「居住等」という。）	特定介護保険施設等	居住又は滞在（以下「居住等」という。）	特定介護保険施設等	居住又は滞在（以下「居住等」という。）
地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	居住	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	居住	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	居住
食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の特定基準費用額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）	食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の特定基準費用額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）	食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の特定基準費用額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）
居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	居住費の特定基準費用額（同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	居住費の特定基準費用額（同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	居住費の特定基準費用額（同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。）
要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）	食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）	食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	居住費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	居住費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	居住費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）
指定介護サービス	指定介護サービス	指定介護サービス	指定介護サービス	指定介護サービス	指定介護サービス
居住等	居住	居住等	居住	居住等	居住
居住し、又は滞在していた	居住していた	居住し、又は滞在していた	居住していた	居住し、又は滞在していた	居住していた
食費の負担限度額	食費の特定負担限度額	食費の負担限度額	食費の特定負担限度額	食費の負担限度額	食費の特定負担限度額
居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額	居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額	居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額

附則

この附則は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数」とを削り、同項第五号中「六」を「四」に改める。

第二十一条の二第二号及び第三号中「六」を「四」に改める。

第四十九条中「並びに」を「」第五十二条第一項及び」に改める。

附則に次の二条を加える。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十

十八年法律第百三十三号、第二十條の六に規定する養老老人ホームをいう。その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。をいう。として、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病床に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第一号中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「二・六メートル」とする。

第五十二條 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行うおとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第一号の各号に掲げる数を合算して得た数（以下この項において「特定数」という。）が五十二までであるときは、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病床の入院患者の数を三をもつて除した数

二 転換病床に係る病床の入院患者の数を六をもつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病床以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数

四 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五をもつて除した数）とする。

第五十條第一項の規定により法第七條第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについては、第五十條第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二條第一項」とする。

転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二まで」とあるのは「三十三まで」と、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十三まで」と、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十條第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十條第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二條第三項」と、「第四十九條」とあるのは「第五十二條第三項」と読み替へるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においては、そのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適當数を歯科衛生士とすることができ、

一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

6 前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限り。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数に三を加えた数（その数が一に満たないときは、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 療養病床を有する病院又は診療所に置くべき看護師及び看護補助者に看護補助者の員数の標準については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の医療法施行規則第十九条第一項の規定による改正後の医療法施行規則第十九条第一

項第四号及び第五号並びに第二十一條の二第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三條第二号中「三」を「二」に改める。

○厚生労働省令第百三十四号

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十七号）及び研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第二百二十号）の施行に伴い、並びに研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）第九條第五項、第十條第五項、第十二條第三項において準用する第九條第五項及び第十三條第三項において準用する第十條第五項の規定に基づき、並びに研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）を実施するため、厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則（平成十二年 厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第二号及び第三号に掲げる機関（以下「機関」という。）に改める。

第五条第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「機関」に改める。

第五条の次に次の三條を加える。

（中核的研究機関の公示）

第六条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）以下この条において「法」という。）第十二條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 中核的研究機関の名称

二 法第十二條第一項に規定する特定分野

（令第十二條第一項の認定の手続）

第七条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の固有の試験研究施設の使用に關し、令第十二條第二項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本二通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

（令第十三條第一項の認定の手続）

第八条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に關し、令第十三條第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本二通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十三條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 療養病床を有する診療所に置くべき看護師、看護補助者及び看護補助者の員数の標準については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、前条の規定による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三條第二号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。